

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、3月1日時点のものです

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653
午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナコールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571
午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入の上、送信(右のコードを読み取ることで相談票の出力画面に接続可)



コード

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の身近な医療機関をご案内しますので、下記のいずれかの相談先にお電話ください

東京都発熱相談センター

☎5320-4592

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター

☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可

*混雑時は電話がつながりにくい場合あり

*診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可(右下のコードを読み取ることでも接続可)

[問合せ]保健予防課感染症係 ☎5608-6191 *新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照(右のコードを読み取ることでも接続可)



コード

新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種に関する電話相談窓口

墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル

日本語、英語、中国語、韓国語での相談可

☎6734-0307

午前8時半～午後5時15分
(土・日曜日、祝日を含む)

区内在住の方のワクチン接種スケジュール・接種会場・予約方法等は、詳細が決まり次第、区報(本紙)や区ホームページでお知らせ

します(区ホームページは下のコードを読み取ることでも接続可)。



墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」



コード

適用期間が延長！
6月30日までに墨田区国民健康保険または、75歳以上で
東京都後期高齢者医療制度の被保険者の方へ
新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給します(個人事業主・フリーランスは除く)。

[対象] 次の全ての要件を満たす方 ▶ 墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者である ▶ 給与等の支払いを受けている被用者である ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない ▶ 労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない【支給期間】労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間【支給額】直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 * 上限あり【適用期間】令和2年1月1日～3年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで)

支給には申請が必要です。

支給を希望する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

墨田区国民健康保険の
被保険者の問合せ国保年金課こほ給付係
☎5608-612375歳以上で東京都後期高齢者医療制度の
被保険者の問合せ広域連合お問合せセンター
☎0570-086-519・FAX0570-086-075
月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)申請期限は
3月31日
まで新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で
生活資金にお困りの方へ『福祉資金 緊急小口資金』
『総合支援資金 生活支援費』特例貸付け生活資金にお困りの方に向けた生活福祉資金制度における「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、無利子で行っています。また、『総合支援資金 生活支援費』は、貸付けが終了した方でも、再貸付けを実施しています。対象となる方には申請用紙一式を郵送しましたので、ご確認ください。なお、申請はいつでも郵送での受け付けです。

■福祉資金 緊急小口資金

[対象] 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯【貸付上限額】20万円以内(一括交付)【償還期間】2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

[対象] 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯【貸付上限額】▶ 単身世帯＝月額15万円以内 ▶ 2人以上世帯＝月額20万円以内【貸付期間】原則3か月以内【償還期間】10年以内(均等月賦償還)

『総合支援資金 生活支援費』の再貸付け

[対象] 令和2年3月25日～3年3月31日に「福祉資金 緊急小口資金」と「総合支援資金 生活支援費」の貸付けが終了した世帯 * 「総合支援資金 生活支援費」の延長貸付けをしていない世帯も含む【貸付上限額・償還期間】「総合支援資金 生活支援費」と同様【貸付期間】3か月以内(延長なし)

[申込み] 墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3902
(〒131-0032 東向島2-17-14)

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

* 必要書類や制度の詳細については、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照(墨田区社会福祉協議会のホームページは、右のコードを読み取ることでも接続可)



コード

ご注意ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。



令和3年度狂犬病予防注射

犬の飼い主には、飼い犬の登録と毎年4月～6月に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。この期間に必ず予防注射を受けさせてください。飼い犬の登録をしている方には3月下旬に通知を郵送しますので、ご確認ください。

3年度の集合注射は5月に実施予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく動物病院で注射を受けさせるよう、ご協力をお願いします。

なお、犬の所在地や所有者に変更があったときや、犬が死亡したときは届出をお願いします。

[問合せ]生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939

新しい納付方法が加わります
介護保険料

4月1日から、介護保険料の納付書にあるバーコードをスマートフォンアプリ「モバイルレジ」で読み取ると、クレジットカード納付ができるようになります。新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにもぜひ、ご利用ください。なお、領収書は発行されませんので、必要な方は区役所、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア等で納付してください。【注意事項】▶ サービスの利用には、事前にアプリのインストールが必要 ▶ 1枚あたりの金額が30万円以下の納付書に限り納付可 ▶ 区役所やコンビニエンスストア等の窓口で、このサービスを利用しての納付は不可【問合せ】介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937



すみだ生涯学習センターの臨時休館

すみだ生涯学習センター(東向島2-38-7)は、電気設備点検のため臨時休館します。

[休館日]3月20日(祝)[問合せ]すみだ生涯学習センター ☎5247-2001



誰もが心を通わす暮らしやすいまちへ

手話への理解を深めましょう

手話は日本語と同じように一つの言語で、独自の語彙や文法をもっています。手話への関心を深め、コミュニケーションの輪を広げていきましょう。

[問合せ]障害者福祉課庶務係
☎5608-6466・FAX5608-6423